

松山市公営企業局建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市公営企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び製造の請負、物品の調達並びに測量、設計、清掃等の委託業務（以下これらを「局発注建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成18年要綱第98号）第6条の規定に基づき作成された名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）に対する入札参加資格停止（一定の期間、一般競争入札にあっては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあっては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止期間中の有資格者の取扱い)

第2条 松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、局発注建設工事等の契約のため一般競争入札を行うに際し、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）第2条第1項に基づく入札参加資格停止期間中の有資格者（以下「停止期間中の有資格者」という。）の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めてはならない。

2 管理者は、局発注建設工事等の契約のため指名を行うに際し、停止期間中の有資格者を指名してはならない。

3 管理者は、停止期間中の有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第3条 管理者は、停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第4条 管理者は、停止期間中の有資格者が局発注建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認しないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、市長の定める契約に関する諸規程を準用

する。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。